三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
一　主伐は、択伐による。
二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島薩摩郡さつま町神子字福子田四四〇一の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県酒田市北俣字鹿島山一の一から一の四まで、一の七、一の八、二の一、三から六まで、九の一、一〇の一、一〇の三、一七から一九まで、字琵琶田四七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鹿島山二の一・三・五・九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市豊野町石字死人頭一五四二の二、一五四三のロの二・字南三念沢二七八五・二七八七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町大原字赤滝二〇六の一（次の図に示す部分に限る。）、字金地二一六の一、字板押二一六の二・字楢木尾二一六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字安の地三三二の一、三三二の二、字鳥屋の尾三四七の一、三四八、字まき尾三四九、字下山三五一の一、字片面山三五一の二、三五一の三、字大樅三五五の一、字成尾三五五の二、字小杉原三五五の三、字槙尾山三五七の一、字青笹三五七の二、字黒滝平三五七の三、錦町字佐字かんにょう一二八四、一二八五、字ごうろ一二八六から一二八八まで、字佐古山一二八九
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字安の地三三二の一・字鳥屋の尾三四七の一・三四八・字まき尾三四九・字成尾三五五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市川西三丁目五五の一、五五の五、五五の七から五五の一三まで、御庄字久津神一〇九の一、一〇九の六二、一〇九の六六（次の図に示す部分に限る。）、一〇九の六七、一〇九の六八、一〇九の七〇、一〇九の七五から一〇九の七八まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町野神字後平二一〇五の七八、二一〇五の八一、有明町原田字上五敷八〇七の一、八〇七の二、有明町蓬原字井ノ木二九五五の一から二九五五の三まで、二九五五の六、二九五六の二、有明町山重字釣ヶ迫一一一七三の七、松山町新橋字山角一六二三の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百三十六号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一高速自動車国道常磐自動車道の項中「広野インターチェンジ」の下に「、常磐富岡インターチェンジ」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年二月二十二日から施行する。